



北のひろめーる

厚岸警察署 No.58

令和6年8月21日



通学時の自転車ルール教育のお願い

夏休みが終わり、自転車を利用して通学をするお子様がいますが、過去5年（令和元年から令和5年）の統計から

自転車乗車中の死傷者は

中学生 約3割 高校生 約7割 が
「**登下校**」時の事故です。

また、中高生のいずれも交差点内での交通事故が最も多く、自転車側の安全不確認による交通事故も多発しております。

お子様が交通事故に遭わないためにも、保護者の方は、お子様に対し自転車の交通ルールの指導をよろしくお願いいたします。

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化され、同乗する方にもヘルメットを着用させるように努めなければなりません。

また、保護者等の方は、児童や幼児が自転車を運転する際は、ヘルメットを着用させるように努めなければなりません。